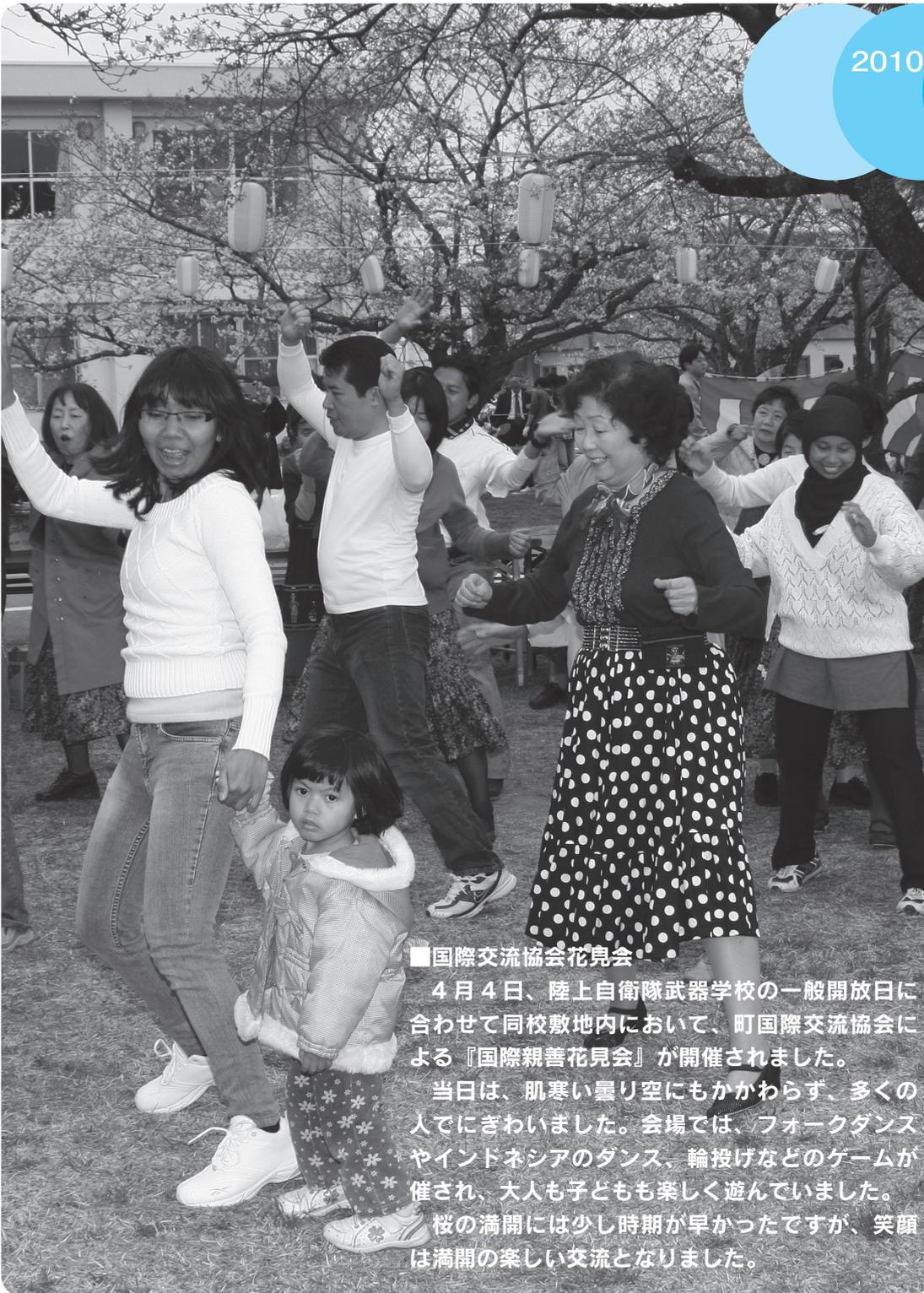


2010

5

桜の下で、笑顔咲く。



■国際交流協会花見会

4月4日、陸上自衛隊武器学校の一般開放日に合わせて同校敷地内において、町国際交流協会による『国際親善花見会』が開催されました。

当日は、肌寒い曇り空にもかかわらず、多くの人でにぎわいました。会場では、フォークダンスやインドネシアのダンス、輪投げなどのゲームが催され、大人も子どもも楽しく遊んでいました。桜の満開には少し時期が早かったですが、笑顔は満開の楽しい交流となりました。

人と自然がつくる楽しいまちーあみ

●主な項目●

広報あみ

- 平成 22 年度は骨格予算を編成 … 2
- 5月6日、役場窓口があたりしくなります … 4
- 子ども手当が4月から始まりました！ … 6
- お年寄りの毎日を支えます … 8
- こんなときには申請を…国保の給付 …12
- 町長就任あいさつ …20

URL <http://www.town.ami.ibaraki.jp/> E-MAIL ami@town.ami.lg.jp

平成 22 年度は 骨格予算を編成

平成 22 年度の町の予算は、3 月に町長選挙が行われたことから、選挙後に政策予算を組むため、『骨格予算』を編成し、3 月の定例町議会で可決されました。今月号では、この骨格予算についてお伝えします。

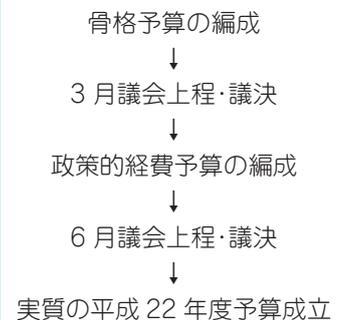
骨格予算とは

本来予算はその年度のすべての歳入・歳出で編成されるものです。しかし、町長選挙が行われる場合は、政策的な判断ができにくいため、義務的経費や継続的事業を中心に計上し、新規事業・投資的経費などの『政策的経費』は計上せずに編成せざるをえなくなります。このような形で作成される予算を『骨格予算』といいます。

骨格予算編成の基本的な考え方

- 新規事業は原則計上しないこととしていますが、緊急性が高く、町民生活に影響が出る事業等は、年間の所要見込額を計上します
- 義務的経費（扶助費、人件費、公債費）・複数年に渡る契約を締結している事業・施設の修繕費—など、毎年の行政運営に必要不可欠な経費は、年間の所要見込額を計上します
- 年度当初(4月～7月)に事業を行わなければ、事業の執行に支障をきたす事業は、年間の所要見込額を計上します

予算編成の流れ(予定)

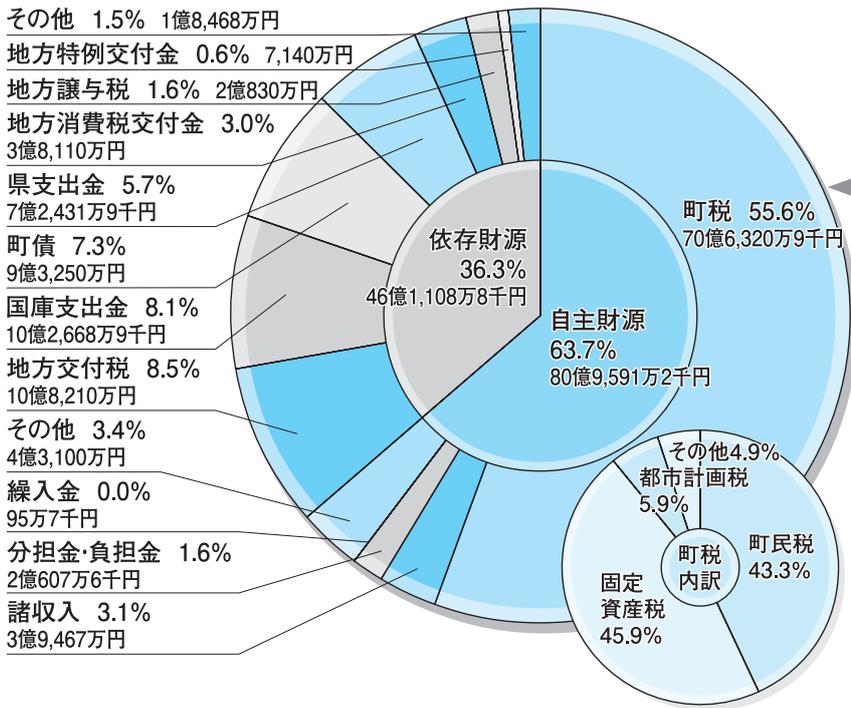


会計別予算額

会 計	平成 22 年度予算	前年度比較	前年度比較増減率
一般会計	12,707,000 千円	△ 748,000 千円	△ 5.6%
特別会計	10,110,000 千円	△ 464,000 千円	△ 4.4%
国民健康保険特別会計	4,827,000 千円	235,000 千円	5.1%
公共下水道事業特別会計	1,480,000 千円	△ 797,000 千円	△ 35.0%
老人保健特別会計	15,000 千円	0 千円	0.0%
土地区画整理事業特別会計	466,000 千円	△ 237,000 千円	△ 33.7%
農業集落排水事業特別会計	531,000 千円	86,000 千円	19.3%
介護保険特別会計	2,178,000 千円	206,000 千円	10.4%
後期高齢者医療特別会計	613,000 千円	43,000 千円	7.5%
公営企業会計(水道事業会計)	1,110,099 千円	△ 224,600 千円	△ 16.8%

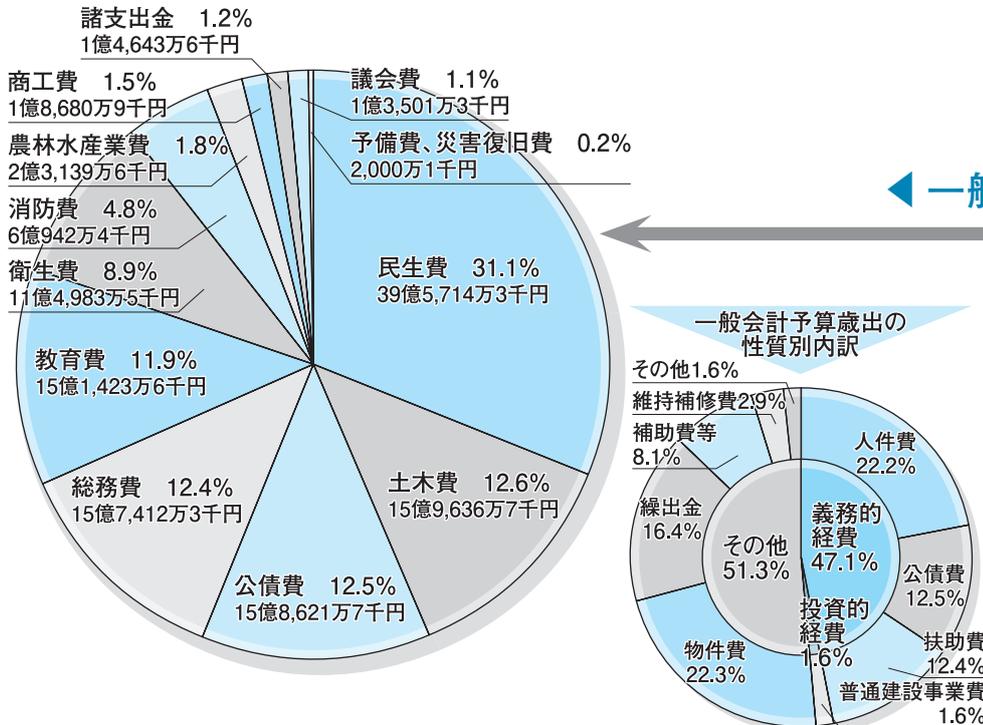
予 算

← 一般会計予算歳入



町税については、法人町民税の法人税割が42.5%の大幅減、固定資産税が土地評価額下落に伴う課税標準額の引き下げ等により土地が2.4%の減となり、町税全体では5.6%の減となっております。地方交付税では基準財政収入額的大幅減が見込まれるため、普通交付税が226.8%の大幅増となり、地方交付税全体では163.3%の増。繰入金では財政調整基金繰入金の皆減等により99.8%の大幅減。町債では、予科練平和記念館建設事業債の皆減等により32.9%の減となっております。

← 一般会計予算歳出



人件費では委員等報酬の増等により3.0%の増、物件費では保育所運営費の減や予科練平和記念館整備事業の皆減により4.8%の減、維持補修費では霞クリーンセンター維持管理費の増等により27.6%の増。扶助費では子ども手当支給事業の皆増等により71.4%の大幅増、普通建設事業費では骨格予算としての計上であるため88.8%の大幅減。諸支出金では財源調整のための財政調整基金費の増により大幅増となっております。歳出全般については、行財政改革の推進による徹底した経常経費の節減合理化に努める一方で、町民生活の充実・向上に必要な事業を重点的に予算に盛り込みました。

5月6日、役場窓口が あたらしくなります



問い合わせ 企画財政課行政改革推進係 ☎888-1111 (224)
E-MAIL:kikakuzaiseika-ofc@town.ami.lg.jp

町では、役場を利用されるお客さまの「もっと優しく安心に」「もっと便利に効率よく」といったご意見を踏まえ、5月6日(木)から役場1階窓口を一新いたします。

総合窓口で サービス向上を

町では、管理職による窓口案内係の配置や電話予約による証明書交付、休日開庁サービス(下記参照)の導入など、これまでも窓口サービスの向上に努めてまいりました。

しかし、高いカウンター越しの立ったままでの対応など、高齢化社会の進行や、高まるプライバシー意識に対する施設整備は、十分とは言えない状況にありました。

そこで、特にお客さまのご利用の多い役場本庁舎1階窓口について、大規模な改修工事を行うこととしました。

さらに、これまでいくつかの課をまわらなければならなかった、各種証明書の受取や、住民異動などに伴う手続きなどについて、従来の縦割りの

業務方法や、課の配置を大幅に見直すことにより、可能な限り同じ場所でも、お客さまのご要件を済ませられる総合的な窓口へ変更いたします。

ローカウンターで もっと優しく安心に

これまでは、比較的長時間を要する登録、届出、相談なども、立ったままの対応が中心となっていたため、お客さまに負担をおかけしてまいりました。

そのため、今回の改修にあたっては、テーブルといす(車いす)で構成される「ローカウンター」を、ほぼすべての窓口を設置し、なるべく多くのお客さまが、快適かつ安心して利用できるものとなりました。

改修後は、比較的短時間で済む証明書交付業務などを除き、ローカウンターで対応いたします。

また、各ローカウンターには、間仕切り板を設けてプライバシーを保護するなど、お客さまの安心にも配慮しています。

ご存じですか 平日役場に来られない人のためのサービス

①日曜日午前中に開庁して窓口サービスを実施

毎週日曜日(12月29日から1月3日までの期間および選挙投票日などの特定日を除く)の午前8時30分から午後0時30分まで、役場を開庁して次の事務を行います(開庁日を広報あみお知らせ版に掲載)。一部業務の取り扱いですので、詳細はご確認をお願いします。

■**町民課業務** 住民票の写し・住基カード・戸籍の証明書・戸籍の附票・身分証明書・印鑑登録証明書・外国人登録原票記載事項証明書——以上の発行と交付、パスポートの受け取り、印鑑の登録と廃止、戸籍の届書受付、埋火葬許可(北玄閣脇の時間外受付所で日直が受付) ▼転入・転出・転居などの住民異動業務は取り扱いできません ▼問い合わせ 役場 ☎888-1111 ▽町民課(122)

■**税金などの納付受付業務** ①町・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税②介護保険料③後期高齢者医療保険料④上下水道料金 ▼納期限内の納付書が必要ですので、納付書がないときは、月～金曜日(役

場開庁日)の午前8時30分～午後5時30分に、次の担当課にご相談ください ▼問い合わせ 役場 ☎888-1111
①収納課(146)②社会福祉課(162)③国保年金課(132)
④水道課 ☎889-5151

②電話予約による証明書の交付サービス

次の証明書は、電話で交付を予約し、土・日・祝日(役場開庁日)に役場日直から受け取ることができます。

■**該当する証明書** ▼町民課：住民票の写し、印鑑登録証明書 ▼税務課：町県民税課税証明書(所得証明書)、町県民税非課税証明書、固定資産課税台帳記載事項証明書、所有資産証明書 ▼収納課：納税証明書(一般・法人)

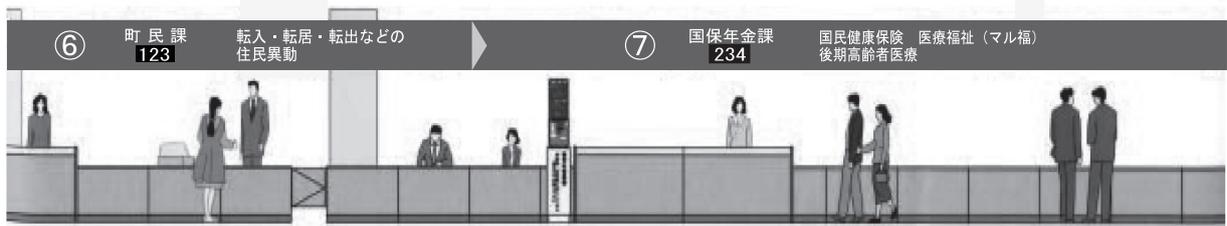
■**申込日時** 月～金曜日(年末年始や祝日などの役場開庁日を除く)の午前8時30分～午後5時

■**申込方法** 電話で申し込む 役場 ☎888-1111 ①町民課(122)②税務課(151～154)③収納課(146)

■**交付場所** 役場1階北玄閣脇の時間外受付所

5月2日(日)は、窓口改修工事のため、休日開庁を実施いたしません

●**窓口サインのイメージ** ※実際のデザインと異なる場合があります



**証明窓口を統合
もっと便利に効率よく**

これまでは、戸籍、住民票、印鑑などの証明は町民課、課税証明や評価証明は税務課、納税証明は収納課というように、各種の証明窓口が分散配置されていました。

改修後は、これらの証明書を一か所で交付できる窓口を開設し、お客さまの利便性向上を図ります。

また、これまでは証明書の交付など短時間の用務と、登録や届出など比較的長時間を要する用務を同じ窓口で対応していたため、混雑が起きやすい傾向がありました。

そこで、来客数が多い業務を対象に番号発券機を設置し、証明窓口と届出や相談の窓口を分け、混雑を解消するとともに、番号順にお呼びすることで、安心してお待ちいただけるようになります。

**窓口サインに
業務内容を表示**

これまでも各課表示板の下に取り扱い業務を掲示してききましたが、今回の改修に伴い、窓口上部にカウンターに沿っ

た帯状の大型サインを設け、各窓口での業務を扱うか、より分かりやすく表示します
(上図参照)。

このサインには手続きの取り扱い順を番号表示します。この表示と番号発券機の連携で、お客さまが手続きの進行を把握しやすくなります。

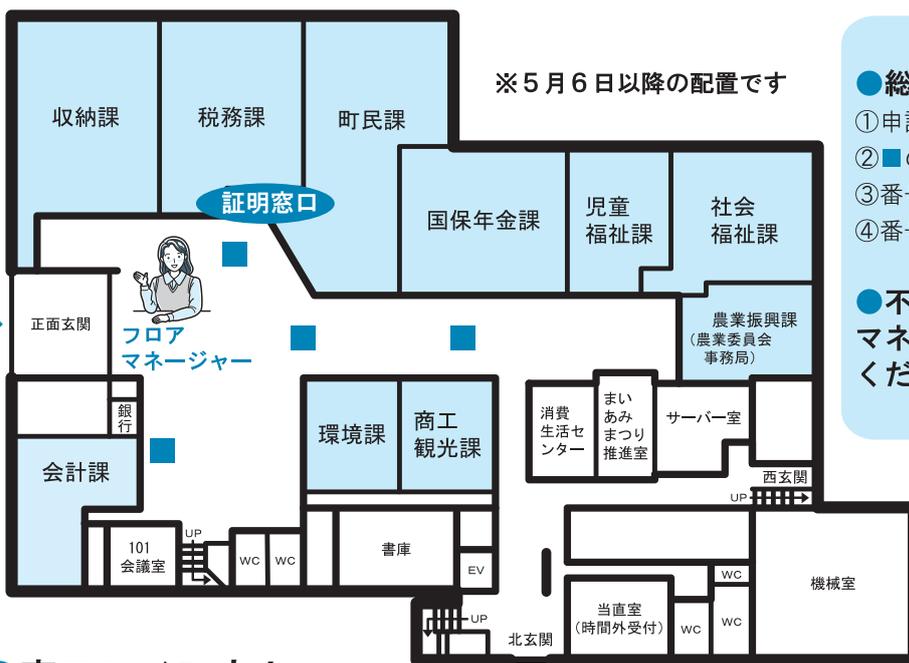
**フロアマネージャーが
お手伝いします**

以上のように設備面の整備を行います。窓口利用にあたっては戸惑うお客さまも少なくないと思います。

そこで、フロアマネージャーと呼ばれる案内係を配置し、番号発券機の取り扱いや申請書の記入のお手伝い、窓口や庁内の案内などを行います。

**今後も窓口改善に
取り組みます**

今回の窓口改修の概要は以上となりますが、今後も一層の行政サービスの利便性向上を目指し、引き続き窓口改善の検討を続けてまいります。



※5月6日以降の配置です

●**総合窓口の利用方法**

- ①申請書に必要事項を記入
- ②■の発券機で番号券を取る
- ③番号が呼ばれたら窓口へ
- ④番号券と申請書を提示

●**不明な点は、フロアマネージャーにお尋ねください**



●**窓口レイアウト**

子ども手当

が4月から始まりました！



児童福祉課 ☎888-1111 (167・168)

■趣旨

平成22年4月1日より、子ども手当の支給が始まります。

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもと、中学校修了前までの子どもを養育する親等に支給するものです。

■支給対象となる子ども

満15歳以後の最初の3月31日までの間にある子ども（中学校修了前）。

※児童手当制度は小学校修了前の子どもが対象となっており、受給者の所得制限がありました。子ども手当は中学校修了前まで支給対象が拡大し、受給者の所得制限もありません。

■手当の額

支給対象となる子ども一人につき、月額13,000円。

■支払時期

6・10・2月に、各月の前月分まで4か月分ずつ支払われます。

※本年6月は4月分と5月分の2か月分の支給になりますが、本年3月まで児童手当を受給されていた人については、子ども手当とは別に、2月分と3月分の児童手当が支給されます。

■支給を受けるための手続き等

手当の支給を受けるためには、子どもを養育する親等が申請（認定請求）を行う必要があります。平成22年3月31日時点で町内に住民登録があり、新たに子ども手当の手続きが必要となる子どもと同居されている人には、4月下旬に町からご案内および申請用紙を送付いたします。

※子どもを養育する親等が、平成22年3月31日時点で子どもと別居している場合、町からご案内および申請用紙が届かない場合がありますので、児童福祉課までお問い合わせください。

※子ども手当の受給資格者となる「子どもを養育する親等」は、子どもを監護し、かつ、生計を同一とする父または母等です。父母に養育されていない子どもについては、子どもを監護し、かつ、生計を維持する人となります。

※公務員の方は勤務先での手続きとなりますので、勤務先へご確認ください。

<児童手当を受給されていた人>

本年3月まで児童手当を受給されていた人は、自動的に子ども手当の支給対象となりますので、児童手当の支給対象児童について手続きは必要ありません。

ただし、新たに子ども手当の支給対象となる子ども（原則として中学2・3年生）がいる場合には、4月下旬に町から送付される「子ども手当額改定認定請求書」を提出してください。

<児童手当を受給されていなかった人>

本年3月まで所得制限等の理由により児童手当を受給されていなかった人で、支給対象となる中学修了前の子どもがいる場合は、4月下旬に町から送付される「子ども手当認定請求書」を提出してください。受給資格者が厚生年金等加入者の場合は、事業所名の記載された受給資格者本人の健康被保険者証の写しを添付してください。

本年4月分からの子ども手当を受給するためには、**平成22年9月30日までの申請が必要**となります。

10月1日以降に申請された場合は、申請日の属する月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

■ 注意事項

子ども手当を受給された人には、子どものすこやかな育ちを応援するという趣旨に従って、子ども手当を用いなければならない責務が法律上定められています。万一、子どもの育ちに係る費用である、学校給食費や保育料などを滞納しながら、手当が子どもの育ちと関係のない用途に用いられることは、法の趣旨にそぐいません。子どもの将来を考え、有効に用いていただきますよう、よろしくお願いいたします。

■ Q & A

Q 1

子ども手当が始まったら児童手当はどうなるのですか？

A 1

平成 22 年度については、「児童手当は子ども手当の一部として支給される」ということを基本的な考えとしています。児童手当分を市区町村が負担し、子ども手当 13,000 円との差額を国が負担する仕組みです。

Q 2

4 月で中学 1 年生になる子どもがいます。3 月まで児童手当を受給していましたが、手続きの必要はありますか？

A 2

自動的に子ども手当の支給対象となりますので、手続きの必要はありません。

Q 3

4 月で小学 2 年生と中学 2 年生になる子どもがいます。小学 2 年生の子どものみ 3 月まで児童手当を受給していましたが、手続きの必要はありますか？

A 3

中学 2 年生になる子どもについては、自動的に支給対象となりませんので、手続きの必要があります。4 月下旬に町から送付される「子ども手当額改定認定請求書」を提出していただくこととなります。

Q 4

4 月で中学 3 年生になる子どもがいます。手続きの必要はありますか？

A 4

手続きの必要があります。4 月下旬に町から送付される「子ども手当認定請求書」を提出していただくこととなります。

Q 5

現在 3 歳の子どもがいます。所得制限のため 3 月まで児童手当を受給していませんでしたが、手続きの必要はありますか？

A 5

手続きの必要があります。4 月下旬に町から送付される「子ども手当認定請求書」を提出していただくこととなります。

Q 6

現在父親が児童手当を受給していますが、母親へ子ども手当の受給者を変更することはできますか？

A 6

児童手当の受給資格者は、家計において中心的な役割を果たしている人であり、子どもの生計を維持する程度が高い人としています。したがって、子どもの生計維持等の状況が変わらない場合には、子ども手当においても受給者を変更することはできません。

Q 7

子ども手当は平成 23 年度以降において、支給対象となる子ども一人につき月額 26,000 円の支給になりますか？

A 7

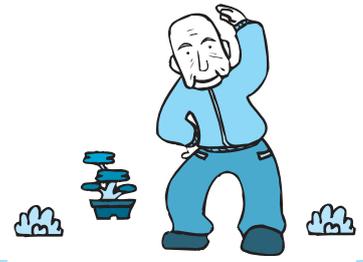
平成 23 年度以降の子ども手当については、国の予算編成過程であらためて検討し、その結果に基づいて、子ども手当支給のための法案を通常国会に提出する考えとしているため、現時点では決定していません。

Q 8

新たに支給対象となる子どもと受給資格者が別居している場合、どちらに申請すれば良いですか？

A 8

受給資格者となる人がお住まいの市区町村で申請手続きをしてください。



住み慣れたまちで安心して暮らすために

お年寄りの毎日を支えます

町で利用できる高齢者関連サービスを紹介します

社会福祉課

●ひとり暮らし高齢者愛の定期便事業
一人暮らしの高齢者で希望する人に、月8回乳製品（1回2本）を配達し、孤独感軽減と同時に安否の確認を行います。

●福祉電話貸与事業
電話の設置が困難な一人暮らしの高齢者等に電話を無償貸与し、利用料金の一部を助成します。

●シルバーカー補助事業

歩行に支障があるおおよね65歳以上の高齢者等で、同一世帯の生計中心者の前年の所得税額が14万円以下の人に、シルバーカー購入費用を補助します。

▼補助限度額 5000円

●緊急通報システム整備事業

病弱などの理由により緊急時に機敏に行動することが困難なおおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者の住居等に、ペンダント型無線発信機・緊急通信装置（左写真）・火災センサーを設置し、急病・災害などの緊急時に迅速・適切な対応を図り、不安の解消と生活の安全を確保します。

▼所得に応じた個人負担があります



▲利用者宅に設置された緊急通信装置の端末

●家族介護用品支給事業

介護保険で要介護3以上（常時尿失禁にある要介護1および2の住民税非課税世帯の人を含む）と認定された在宅の高齢者等に、紙おむつ・尿取りパッドを希望により支給します。

▼支給品目▼紙おむつ（テープ式またはパンツ式） 年間365枚以内。年4回に分けて所定の枚数を配布します▼尿取りパッド 年間730枚以内。年4回に分けて所定の枚数を配布します

▼個人負担があります

●日常生活用具給付等事業

寝たきりや一人暮らしの高齢者に日常生活用具を給付・貸与します。

▼給付等の品目 電磁調理器・火災警報器

各サービスの問い合わせ

- ▼社会福祉課高齢福祉係 ☎ 888-1111 (162・163)
- ▼健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎ 888-2940
- ▼町社会福祉協議会（代表） ☎ 887-0084 ▼地域ケアセンター ☎ 887-9234 ▼地域包括支援センター ☎ 887-8124
- ▼福祉センター『まほろば』 ☎ 887-3969

▼所得に応じた個人負担があります

※消防法および町火災予防条例により、平成23年5月31日までにすべての住宅に火災警報器の設置が義務付けられました。おおよね65歳以上の、寝たきりや一人暮らしで、前年所得税が非課税の人のうち一定の要件を満たしている人は、申請により自己負担額なしで火災警報器の給付を受けることができます

●介護支援用具給付事業

要介護高齢者に食事介助用具等を給付します。

▼給付品目 食事介助用具一式・空気清浄機

▼所得に応じた個人負担があります

● 家族介護者ヘルパー受講支援事業

高齢者介護を現在しているまたは過去にしていた家族で、訪問介護員研修2・3級課程を受講する人に補助金を交付します。

▼ 補助限度額 3万円（教材費等の実費は個人負担になります）

● 在宅介護慰労金支給事業

介護保険で要介護3以上と認定された65歳以上の高齢者を、基準日現在で所定期間介護保険サービスを利用せず、在宅で介護している家族に慰労金を支給します。

▼ 要介護3以上と認定された高齢者を3か月以上の在宅介護期間を含む4か月以上介護保険サービスを利用せずに介護をしている人 ▼ 支給額 3万円

▼ 要介護4以上と認定された高齢者を、年間を通して介護保険サービスを利用せず在宅で介護している住民税非課税世帯の人 ▼ 支給額 10万円

● 徘徊高齢者家族支援サービス事業

徘徊とは65歳以上の、徘徊のみられる高齢者を介護している家族に、無線発信機を貸与し、徘徊そのほかの緊急時に迅速・適切な対応をします。

▼ 費用負担 2 利用料・情報料・現

場急行料は町が負担します

● 外出支援サービス事業

おおむね65歳以上の高齢者等で一般の公共交通機関の利用が困難な人を対象に、特定の医療機関等への通院・通所に必要な費用の一部を助成します（福祉タクシー利用券・自動車税等の減免を受けている人は対象外となります）。

▼ 対象車両 2 利用者が車いす・ストレッチャーに乗ったまま移動可能なタクシー

▼ 助成回数 2 片道を1回とし、年間24回を限度

▼ 助成額 2 タクシー利用料金の9割（10円未満の端数切り捨て）。1回の上限は4000円

● 生活管理指導短期宿泊事業

▼ 介護保険で自立と認定された一人暮らしの高齢者等で、日常生活に支障のある人 ▼ 介護保険利用限度超過者で、家族の介護を受けられなくなり緊急に入所が必要の人 1 1 を対象に、短期宿泊（原則7日以内）による指導・支援を行います。

▼ 同一世帯の住民税課税状況・要介護状態等により個人負担額が異なります

● 高齢者住宅リフォーム助成事業

介護保険で要支援・要介護と認定され、前年の所得税が非課税の世帯に属する寝たきりの高齢者等が、日常生活で直接利用する住宅の改造経費を助成します。

▼ 補助対象 2 住宅内外の移動および使用を容易にする工事

▼ 補助限度金額 2 45万円（必要経費の4分の3）

● 生活管理指導員派遣事業

介護保険で自立と認定された高齢者等に日常生活の支援・援助のため、生活管理指導員を派遣します。 ※ 個人負担額は、所要時間とサービスの内容により異なります

● 成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者（本人に配偶者・2親等以内の親族がいない人）など、判断力の十分でない人が各種手続きや契約を行うときに不利にならないようにするため、成年後見制度を利用する際の申立費用等を助成します。

▼ 助成額 2 所得等により異なります

※ 知的・精神障害者は障害福祉課地域生活支援係（総合保健福祉会館内）で受け付けします

健康づくり課

● ミニデイサービス（生きがい活動支援通所事業）

介護保険認定に該当しない65歳以上の高齢者で、家に閉じこもりがちの人に、趣味活動や簡単な体操、日常動作訓練、四季折々の行事などのサービスを提供します。

▼ サービス 2 一人当たり週1回

● 保健師による健康相談

心身の健康に関して、家庭訪問や電話などで健康相談を行います。

※ 次ページに続く



町社会福祉協議会

給食サービス事業

おおむね65歳以上の、虚弱な一人暮らしの高齢者等で必要な人に、調理ボランティアによるお弁当（昼食）を配送ボランティアにより自宅へ届けます。

▼利用期日Ⅱ毎月2回、第2・4水曜日（7・8月の夏季を除く）

生活援助型食事サービス

配偶者以外の同居の家族がいない65歳以上の高齢者世帯で、高齢虚弱または心身の障害により自ら調理することが困難な人が、申請により認定された場合、夕食を配達し自立生活を支援します。

▼利用期日Ⅱ毎週水曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

▼利用料Ⅱ1食400円（個人負担分）

心配ごと相談

生計・家族・財産等に関する悩み事の相談を受け、日常生活の不安解消を図ります。

▼利用日時Ⅱ毎週水曜日午後1時～3時30分受付終了（祝日・年末年始を除く）

▼弁護士相談Ⅱ毎月第1水曜日（事前に予約が必要）

ふれあい電話

一人暮らしの高齢者に電話をかけて、孤独感の解消・安否確認を行うほか、相談・助言・情報提供等のサービスを行います。

▼利用期日Ⅱ毎週火・木曜日午後1時30分～4時（祝日・年末年始を除く）

在宅福祉（有償）サービス事業

登録会員方式（利用会員・協力会員）による有料の在宅福祉サービスを提供します。

▼サービス内容Ⅱ食事の支度・世話、衣類の洗濯・補修、住居等の掃除・整頓、生活必需品等の買い物、通院・退院・散歩等外出時の付き添い、介護者外出時の留守番、日常生活上の相談・助言、役場・病院等への連絡手続き、そのほか軽易な身の回りの世話をします

▼利用日時Ⅱ毎日午前7時～午後7時（年末年始を除く）

▼利用料Ⅱ1時間600円

車いす貸出事業

在宅で、病気・けがのある人、障害者および高齢者など、歩行が困難な人に、一時的（1か月を限度）に車いすを貸し出します（旅行・散歩などを含む）。

低床カー貸出事業

高齢者・障害者（児）を同乗させて外出（泊）しようとする人に、車いすごと乗れる軽車両を2日間限度で貸し出します。

▼負担Ⅱ返却時にガソリンタンクを満タンにして返却してください

高齢者に関する総合相談

介護や福祉・高齢者虐待等の高齢者に対する福祉の総合的な相談・支援を行います。また、介護予防ケアプランの作成や虚弱高齢者等に対する地域支援事業のケアマネジメントを行います。

▼地域包括支援センター・町社会福祉協議会 ☎887-8124

地域ケアシステム

援助を必要とする在宅の高齢者・障害者・難病患者・認知症の高齢者等に対しケアチームを構成し、地域で見守り、話し相手となり要援護者を地域で互いに支えあうコミュニティづくりを推進します。

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

認知症の高齢者や知的・精神的に障害のある人など、判断能力が不十分で、かつ親族などの援助が得られない人に対し、福祉

サービスの利用手続きの援助や日常生活の金銭管理、書類の預かりサービス等を行い、日常生活を支援します。

▼利用料Ⅱ▼福祉サービスの利用手続きの援助・日常生活の金銭管理サービス（生活支援員派遣による援助）…1時間当たり900円▼書類等預かりサービス（保管料）…1か月当たり500円 ※生活保護受給者は免除になります

家庭介護者交流事業

家庭において高齢者を介護している人に、リフレッシュおよび介護する者同士の交流や情報交換の機会を提供します。

▼費用負担Ⅱ実費の1割程度

家族介護教室

家庭で介護されているご家庭や近くで支援している人、介護に興味をお持ちの人などを対象に、介護・福祉に役立つ知識や技術の教室を開催します。

福祉センター

「まほろば」

健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的にしています。入浴も可能です。

更新はお済みですか？ 学生納付特例制度



国保年金課国民年金係 ☎ 888-1111 (134・135)

『学生納付特例制度』とは

この制度は、収入がない、または少ないために保険料を納付できない学生の皆さんを対象とした猶予制度です。

大学（院）・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・学校教育法で規定される修業年限が1年以上ある各種学校（左記参照）——など（定時制課程、通信課程、一部の海外大学の日本分校を含む）に在学する学生で、本人の所得が一定額（下記参照）以下の人が対象です。

▼各種学校・修業年限が1年以上の課程に在学している人に限ります（私立の各種学校については都道府県知事の認可を受けた学校に限られます）

▼国内にある海外大学の日本分校・テンプル大学ジャパンの一部の課程・カーネギーメロン大学日本校・レイクランド大学ジャパンキャンパス・専修大学校ロシア極東大学函館校・天津中医药大学中薬学院日本校・コロンビア大学ティーチャーズカレッジ日本校

所得枠

118万円（本人所得）

扶養親族などがある場合・扶養人数×38万円▼社会保険料控除などがある場合・控除額——がそれぞれ基準額に計算されます。所得基準以下の人が対象です。

申請場所

国保年金課またはうずら出張所で申請する。
※社会保険庁から継続の資格が届いている人は必要事

項を記入し、返送してください

持参品

▼学生証または在学証明書、年金手帳、印鑑（本人署名の場合には不要）
▼前年所得の状況を明らかにすることができると
▼本人の所得が町でわからない場合は、前年所得の状況を明らかにすることができると
書類（所得証明書・源泉徴収票・確定申告書など）



土浦年金事務所から
5月の休日開庁日
日時 5月8日（土）午前9時30分～午後4時
問い合わせ 土浦年金事務所 ☎ 82417121

承認されると
申請年度の4月から3月まで保険料の納付が猶予されます。猶予期間は、基礎年金を受給するための資格期間に含まれますが、年金の受給額には反映されません。満額の年金を受給するため、卒業したら保険料を追納（さかのぼって納付）しましょう。
学生納付特例期間中の事故や病気で障害が残った場合や死亡した場合には、一定の要件を満たしていれば障害基礎年金や遺族基礎年金を請求することができます。

の写し
▼昨年または今年、会社等を退職し学生になった場合は、前記のほかに失業したことを確認できる公的機関の発行する証明書（雇用保険受給資格者証・被保険者離職票など）の写し

こんなときには申請を…

国保の給付

国保

お問い合わせは…
国保年金課国保係
☎ 888-1111 (131 ~ 133)

国保税 納めて安心 わが家の健康

国 保被保険者(加入者)が医療を受けたとき、次のような場合には、医療機関に支払った医療費の一部が申請により支給されます。

高額療養費

70歳未満の人

一か月の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき…同じ人が同じ月内に同一の医療機関で、限度額を超える自己負担額を支払った場合。超えた金額が高額療養費として支給されます

● 同じ世帯で自己負担額の合計が限度額を超えたとき…同一世帯で同じ月内に2万円1千円(町民税非課税世帯も同額)以上の自己負担額を2回以上支払った場合。それらを合算して限度額を超えた分が支給されます

● 同じ世帯で高額療養費の支給を4回以上受けたとき…一つの世帯で過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給を受けた場合。4回目から、支給額が変わります

● 自己負担額の計算方法
▽月の1日から末日までの1か月(暦月)ごとの受診で計算

▽病院・診療所ごとに計算
▽一つの病院・診療所でも歯科は別計算。また、外来・入院も別計算

▽入院時の食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除く

● 入院の際には『限度額適用認定証』の交付を申請してください…『限度額適用認定証』(住民税非課税世帯の人は『限度額適用・標準負担額減額認定証』を提示することで、入院した場合の一つの医療機関での1か月の診療分の支払いが限度額までとなります) ※交付にあたっては国保税に未納がないことが条件

70~74歳の人

外来(個人単位)の限度額を適用後に入院を含む世帯単位の限度額を適用し、超えた金額が高額療養費として支給されます。入院の場合、医療機関窓口での支払いは左ページ「の表」『外来+入院(世帯単位)』の限度額までとなります。

自己負担額の計算方法

▽月の1日から末日までの1か月(暦月)ごとの受診で計算
▽外来は個人ごとに集計。入院

を含む自己負担限度額は世帯内で70~74歳の人を合算
▽病院・診療所・歯科の区別なく合算

▽入院時の食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除く

70歳未満の人と70~74歳の人が同じ世帯にいる場合

まず、70~74歳の人の外来(個人単位)の限度額を適用後に、入院を含む世帯単位の限度額を適用し、これに70歳未満の合算対象額を合算し、最後に70歳未満(世帯単位)の限度額を適用して計算します。

申請の方法

高額療養費に該当する場合には、診療月の約3か月後に国保年金課から高額療養費申請通知書(はがき)が郵送されます。

この通知書・保険証・印鑑・病院支払い分の領収書(該当診療月分)・金融機関の口座番号の分かる書類(口座振込で支払いとなるため)を持参して所定の期間内に国保年金課またはうずら出張所窓口で手続きをしてください。

*低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する人は…**入院**▽在宅医療での『在宅時医学総合管理』または『在宅末期医療総合診療料』がレセプト(診療報酬明細書)に算定されている…のい

づれかに該当する場合には医療機関窓口での支払いが左ページ表中の自己負担限度額までとなります。この適用を受けるためには『限度額適用・標準負担額減額認定証』が必要になります。該当する人は国保年金課窓口申請してください

*高額な治療が長期間必要なときには…厚生労働大臣が認める特定疾病(先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析が必要な慢性じん不

起因するHIV感染症)に該当する場合は一か月の自己負担限度額は1万円(人工透析が必要な慢性じん不全は70歳未満の上位所得者は2万円)までとなり、これを超えた分の金額は国保が負担します。この取り扱いを受けるには『特定疾病療養受療証』(申請により交付)の提示が必要です

高額療養費の所得区分と自己負担限度額

▼高額療養費の自己負担限度額（月額）

70歳未満（世帯単位）		
所得区分	3回目まで	4回目以降※1
上位所得者	150,000円＋ 医療費が500,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	83,400円
一般	80,100円＋ 医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

70～74歳		
所得区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	44,400円	80,100円＋ 医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算（4回目以降：44,400円※1）
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※75歳到達月は国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1ずつとなります
 ※1：過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給を受ける場合に、4回目から適用される自己負担限度額

▼高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額（年額／8月～翌年7月）

70歳未満	
上位所得者	126万円
一般	67万円
住民税非課税世帯	34万円

70～74歳	
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

※所得区分は高額療養費と同様

- 70歳未満の人の所得区分
- ▼上位所得者…同一世帯に属する国保被保険者の国保税の算定基礎となる基礎控除後の所得の合算額（擬制世帯主を除く）が600万円を超える世帯に属する人
- ▼一般…上位所得者に該当しない、住民税が課税されている世帯に属する人
- ▼住民税非課税世帯…住民税が課税されていない世帯に属する人
- 70～74歳の人の所得区分
- ▼現役並み所得者…同一世帯

に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる人。ただし、世帯の70歳以上の国保被保険者の収入合計が2人以上で520万円（1人の場合383万円）未満の場合は、申請により『一般』の区分になります ※このほか後期高齢者医療制度（長寿医療制度）創設に伴う経過措置があります

る人（低所得者Ⅰ以外の人）

▼低所得者Ⅰ…同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる世帯に属する人

入院時食事療養費

一般に、入院すると1食につき260円を『入院時食事療養費』として自己負担します。しかし、住民税非課税世帯や70～74歳で低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する人が入院した場合

合には、食事が軽減されません。その場合、『標準負担額減額認定証』または『限度額適用・標準負担額減額認定証』が必要になります。該当する人は国保年金課窓口に申請してください。なお、90日を超えた入院の場合は、さらに申請が必要になります（低所得者Ⅰ該当者を除く）。

高額医療・高額介護合算制度

世帯内の国民健康保険の被保険者全員が1年間（毎年8月～翌年7月末）にお支払いされた医療保険と介護保険の

自己負担額（注1）を合計し、年間の自己負担限度額（左記参照）を超えた場合に、その超えた金額を『高額介護合算療養費』および『高額医療合算（介護予防）サービス費』として支給します。

注1…自己負担額は、医療保険では高額療養費など、介護保険では高額介護（介護予防）サービス費などを控除後の額

申請手続きの注意点
 該当する人には12月ごろに通知をお送りします。お知らせが届きましたら、国保年金課窓口へ申請してください。

※次に該当する人には、支給対象となる旨のお知らせができない場合があります
 ▼平成21年8月から平成22年7月末までの間に、▽市町村を越えて転居された人▽ほかの医療保険から国民健康保険に移られた人

国保加入者の人間ドック・脳ドックの申し込み期間は、平成23年2月28日（月）まで

うるおいある街並みに！

生垣設置の助成制度



都市計画課計画係 ☎ 888-1111(244)

生垣設置の助成

生垣設置の助成

町では、町景観条例第9条に基づき、潤いある街並みと安全な生活環境を確保するため、町が費用の一部を負担して生垣の設置を奨励しています。

生垣は、街並みに潤いを与えるとともに、風通しを良くし、居住性を高めます。また、ブロック塀を生垣にすることで倒壊を防ぎ、地震被害を予防することもできます。

補助の対象区域

▼ 町全域

▼ 補助を受けることができる人
土地の所有者または生垣の設置に権限を有する人

補助対象となる生垣

▼ 新たに生垣を設置する場合
▼ 既存のブロック塀等を撤去して生垣にする場合

補助を受けられない生垣

▼ 国または地方公共団体の所有または管理に属する土地に設置されるもの
▼ 建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされる敷地に設置されるもの

補助額の基準

補助対象となる生垣設置に要する経費(*)の限度額	新たに生垣を設置する場合	1m 当たり 10,000 円
	ブロック塀等の撤去を伴う場合	1m 当たり 15,000 円
補助率	生垣設置に要する経費の 2 分の 1 (ブロック塀等の撤去を伴う場合はその経費も含む)	
補助限度額	175,000 円 (角地の 2 辺に設置する場合は 350,000 円)	

*生垣設置に要する経費とは、植手間、樹木、垣、支柱等をいいます

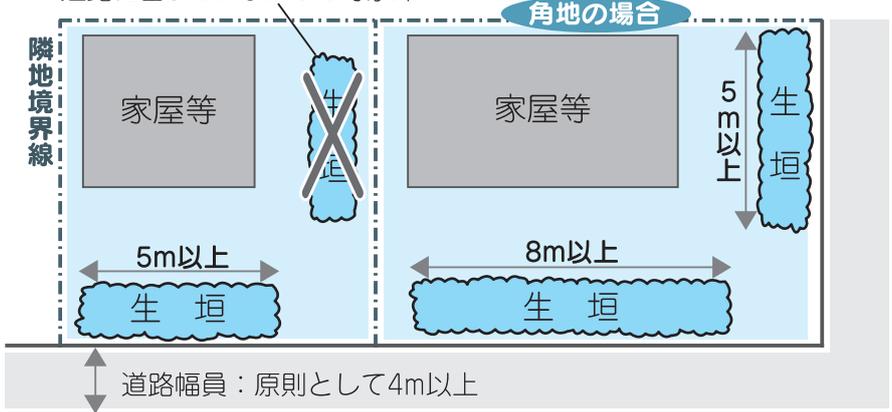
▼ 条例による補助金の交付を受けて生垣を設置した敷地または緑化した敷地に、再び設置されるもの
▼ 不動産の販売を目的として設置されるもの
▼ ほかの法令等の規定により、補助または補償を受けたもの

補助の条件

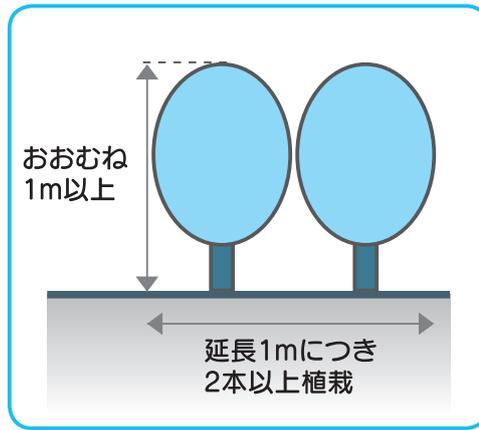
生垣の長さなど

▼ 道路に面して設置されるもので、総延長 5 m 以上であるもの
※ 角地の 2 辺に設置されるものについては、長辺の生垣の延長が 8 m 以上かつ短辺の延長が 5 m 以上必要

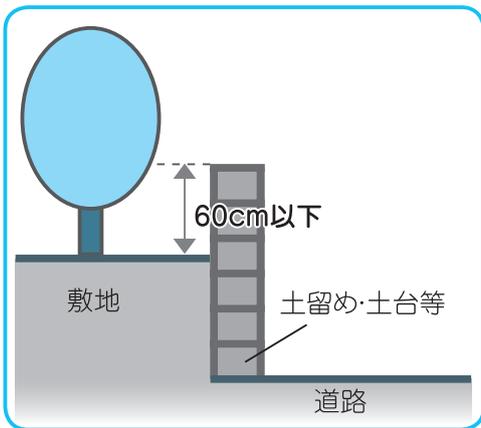
道路に面していないので対象外



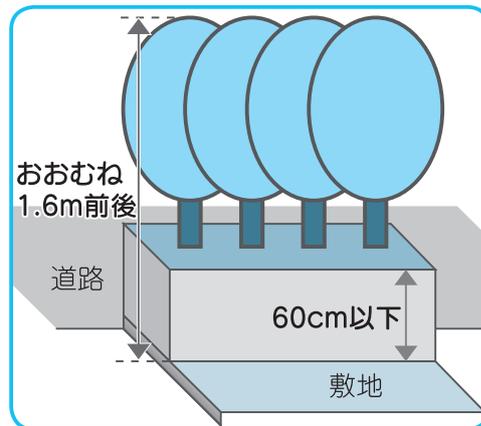
▼生垣設置の例



▼生垣の高さなど
樹木の高さがおおむね1m以上のもの（成長したときの高さではなく、植えたときの高さ）
延長1mにつき、2本以上植栽されるもの



▼ブロック塀等の内側に樹木を設置する場合は、当該ブロック塀等の高さが敷地面から60cm以下であるもの



▼コンクリートブロック等を使用して基礎（植樹ます等）の上に設置される場合は、基礎の高さが敷地面から60cm以下のもの

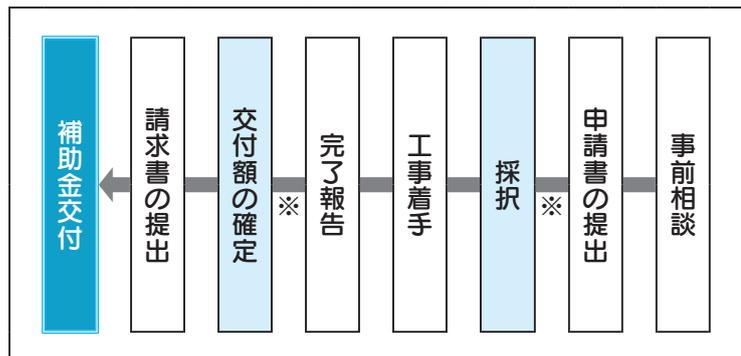
※設置から5年間は保全に努め、生垣として活用していただきます



申請方法
生垣を設置する前に、都市計画課に事前相談の上、生垣設置奨励補助金の交付申請をしてください（ブロック塀等の撤去を伴う場合は、ブロック塀等を取り壊す前に申請が必要となります）。
設置後の申請は補助を受けることができません。

申請手続き

- 当制度の詳しい手引きを窓口にご用意しております
- 町ホームページにも掲載しております
▼ <http://www.town.ami.ibaraki.jp/kakuka/toshiseibi-bu/toshikeikakuka/toshikeikakuka.htm>
- まずはお気軽にご相談ください



※採択前と完了報告後には、担当者が生垣設置場所まで現地調査にうかがいます

申請の流れ

条例が制定されました

町土採取事業の規制に関する条例

4月1日から

土を採取する際は、町の認可が必要になりました

（環境課 ☎ 888-1111 (141～143)）

町 土採取事業の規制に関する条例は、町環境基本条例に基づき、土採取事業について必要な規制を行うことにより、土採取に伴う災害を防止するとともに、土採取場の跡地の適正な整備を図り、住民の安全の保持および環境の保全に資することを目的としています。

● 認可制

土を採取する土地の面積が500平方メートル以上または採取する土の量が500立方メートル以上が認可の対象となります。

● 土採取事業者の責務

採取場の周辺関係者（採取場境界線から100メートル以内の土地所有者および居住者、採取場を管轄する行政区の住民）に対して、当該土採取事業についての説明会の開催を義務付けています

▼ 採取場の土地の所有者、利害関係者を有する者および周辺関係者（採取場境界線から100メートル以内の土地所有者および居住者、行政区の区長の同意書が必要となります）

になります

● 土地所有者の責務

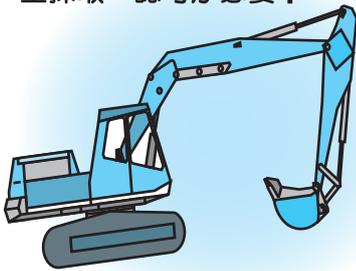
土採取場の土地所有者および管理者または占有者は、土採取事業者と共同の責任を負い、土採取事業者が講じる措置に協力しなければならぬとしています

土地所有者が土採取事業者の発注者あるいは、自ら土採取を行う場合には罰則規定の対象となる場合があります

● 罰則規定

土採取事業者が認可を受けずに事業を行った場合や不正な手段により認可または変更認可を受けたとき、もしくは停止命令、緊急措置命令に違反したときなど罰則規定を設けています。

土採取…認可が必要！



生ごみ処理容器等購入費補助金制度

■ 生ごみ処理容器の購入費の一部を補助します

町では、家庭から排出される生ごみの自家処理推進のため、生ごみ処理容器等購入者に補助金を交付しています。ごみを減らし、生活の無駄をなくして、地球に優しい暮らしを大切にするためにも、ぜひご利用ください。

▼ 対象容器

生ごみ処理容器	生ごみを発酵分解して、容量を減少化および堆肥（たいひ）化させる容器
電気式生ごみ処理機	機械的な処理で生ごみを発酵または乾燥させて容量を減少・堆肥化させる機器

※生ごみを粉碎し下水道へ流すディスポーザータイプは対象外

▼ 対象 町内在住の人で、生ごみ処理容器等で生ごみを堆肥化したものを自家処理できる人

▼ 補助金額

	補助率	限度額	1世帯制限
生ごみ処理容器	2/3	3,000円	2基
電気式生ごみ処理容器	1/3	20,000円	1基

▼ 必要なもの ①町生ごみ処理容器等購入補助金交付申請書（環境課窓口）に備え付け ②生ごみ処理容器等を購入した際の領収書（原本） ③口座番号がわかるもの ④保証書または取り扱い説明書のコピー（電気式生ごみ処理機の場合） ⑤印鑑

■ 町土砂等による土地の埋立て、盛土およびたい積の規制に関する条例

土砂等の埋立て、盛土およびたい積をする場合は、『町土砂等による土地の埋立て、盛土およびたい積の規制に関する条例』（平成17年12月27日

- ・埋立て
- ・盛土
- ・たい積

許可が必要！



条例(26号)に基づく許可が必要になります。

子どもの未来を守るのは、 ドライバーの役目です ～小学生の交通事故防止～

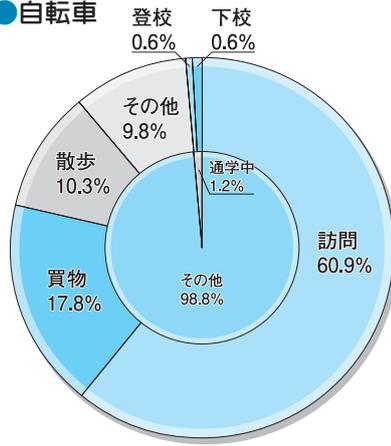
町民活動推進課 ☎888-1111 (271-272)

平成21年中
県内における
小学生の交通
事故死者数

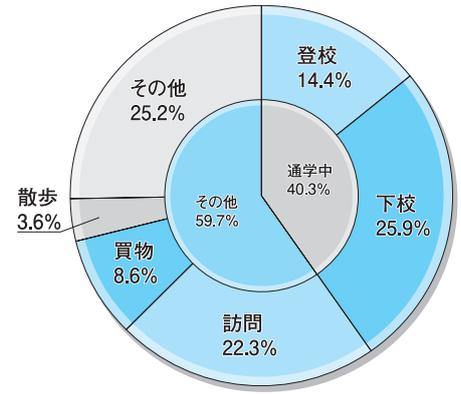
4人

平成21年中、小学生の歩行中、自転車乗用中の交通事故死傷者数

●自転車



●歩行者



●小学生歩行者の事故原因



▲飛び出し

	通学中		訪問	買物	散歩	遊戯	受講	飲食	その他	合計
	登校	下校								
自転車	1 (1)	1	106 (1)	31	18		2	1	14	174 (2)
歩行者	20	36	31 (1)	12	5	21 (1)	3	2	9	139 (2)

※ () 内は死者数で内数

●運転者は

- 見通しの悪い交差点、住宅地、小学校付近等は急な飛び出しに十分注意し、速度を控え、危険を予測した運転を心掛けましょう
- 小学生の近くを通行する際は、速度を落とし間隔を広くとり、不意の行動に注意しましょう

●小学生・保護者の人は

- 「飛び出しは絶対にしない」、「右左を確認して横断する」等交通ルールを守りましょう。保護者の人は繰り返し子どもに教えてください
- 子どもの行動範囲を把握し、危険な場所を教えてあげましょう

●小学生自転車の事故原因



▲安全不確認

歩行者は 反射材を!

- 道路を横断する際、いったん止まって右左の安全を必ず確認してください
- 明るい服装で、反射材等を身につけてください
- 懐中電灯の携行に心掛けてください



『あみまち紀行』

Vol.24

～若葉のころに～



桜の季節はあつと言う間に過ぎ去り、新緑がまぶしい季節になってきました。穏やかな陽気の今日このごろ、皆さんはいかがお過ごしでしょうか？

さて、5月と言えば大型連休もあり、行楽のシーズンですよね。しかし、「自然に触れて気分をリフレッシュしたいけど、遠出する時間がない」という人も多いのでは？

そこで、今月号では、身近な場所である森林浴や水生植物が楽しめる、花と緑いっぱい『総合運動公園』と『ふれあいの森』についてご紹介します。

■総合運動公園（若栗・吉原）



『総合運動公園』は、陸上競技場や、野球場4面、テニスコート6面、フットサルコート2面—などスポーツ施設が充実しています。

公園内には、スポーツ施設のみならず、ソメイヨシノや八重桜などが咲き誇る『桜の森』や、アスレチックや滑り台などの遊具が整った『冒険広場』もあり、幅広い年代の人から親しまれています。

■水生植物園（吉原）



また、公園の一角には『水生植物園』があり、これからの季節、アヤマやシヨウブ、スイレンなどの水生植物が見ごろを迎えます。

園内には遊歩道が整備されていますので、問近でじっく

りと植物を観察することができます。

■ふれあいの森（若栗・吉原）



総合運動公園の西側に、平地を活かした総面積約12ヘクタールの『ふれあいの森』が広がっています。

この森では、もともとその土地に生育していた、クヌギやコナラ、山桜、コブシなどの樹木を見ることができます。

そのほか、町がアメリカのウイスコンシン州スーペリア市と姉妹都市になった際に植えられたカエデなどの記念樹や、イチジクやキウイ、ヤマモモ、グミなどの果樹も楽しむことができます。森の中には、芝生広場や東屋が整備さ

れているので、のんびりと休憩をとりながら散策することができます。



また、森の一部には無料で利用できるバーベキュー施設（要予約）も整備されており、緑に囲まれて食べる料理は格別です。

四季折々に表情を変える、自然豊かなこれらの場所に、ぜひ足を運んでみてはいかがでしょうか。

※これら施設についてのお問い合わせは

【総合運動公園管理棟】

☎ 889-2788 まで

消費者コーナー

『町消費生活センターだより』 22年度・第1回

消費者問題のご相談は、
お気軽に下記まで！



平成 21 年度の消費生活相談状況

平成 21 年度の相談受付件数は 299 件 ※平成 20 年度 (217 件) の約 4 割増

●どんな相談が多かったの

▼ 1 位

多重債務

収入が減ってしまい消費者金融等の返済ができないなど深刻な相談が増加。

▼ 2 位

パソコン・携帯の不当請求

メールやネットからサイトにアクセスしたら、高額な利用料を請求されたなど。

▼ 3 位

架空請求はがき

身に覚えのない未払い金があると書かれたハガキが届いたなど。

●平成 21 年度の特徴

(平成 20 年度との比較)

- 多重債務の相談が倍増 (29 件→ 64 件)
- 60 歳以上の契約当事者が約 6 割増 (54 人→ 88 人)
- 契約当事者は女性よりも男性が多かった



太陽光発電 (ソーラーシステム) について

●相談事例

『光熱費の見直しを提案しています。』と業者が訪ねて来て太陽光発電システムを勧められた。今の光熱費がまかなえて、余った電気を売ることによって設置費用の返済もできる。国の補助金が出るので初期費用もかからないと言われた。本当か？

●アドバイス

太陽光発電とは、屋根などに太陽電池パネルを設置して太陽光を電気エネルギーにかえて発電することです。太陽光発電システムは、高額な設置費用が負担となったり、期待通りの発電量や光熱費の節約ができない場合もあります。

契約をする時は、

- ①複数の事業者から見積もりを取って比較検討する
- ②訪問業者の説明をうのみにせず補助金、発電量、売電量などの情報を収集する
- ③訪問販売で契約した場合は、契約書面を受領した日から 8 日以内ならばクーリングオフ (無条件解約) ができる

〈参考〉平成 21 年度の『太陽光発電普及拡大センター資料』等より

☆標準的なシステム設置工事例 (総費用)

切妻屋根一面設置 3kw で 約 180 万円 (税抜)

☆住宅用太陽光発電システム補助制度

太陽電池モジュール出力 1kw あたり 7 万円の補助金。ただし、システム価格などで制約がある。
(3kw 設置の場合 7 万円 × 3kw = 21 万円)

☆余剰電力の買取制度

住宅用では電力会社が 1kwh を 48 円で買取

問い合わせ：▼町消費生活センター ☎ 888-1871 (ファクシミリ兼用 / 月～金曜日の午前 9 時～午後 4 時) ▼商工観光課 ☎ 888-1111 (171)

町長就任あいさつ

天田 富司男



町長就任の、ごあいさつを申しあげます。

私は、多くの皆様方にお寄せいただいた力強いご支持により、町政を担当することとなりました。改めて御礼と感謝を申し上げる次第でございます。そして、私に対する期待の大きさに、身が引き締まると同時に、責任の重さもひしひしと感じているところでございます。

町政の基本は、皆様方の良識が町政の常識となるまちづくりが、第一の基本であることを念頭に、四年間お約束した政策を実行するため、誠心誠意努力してまいります。

改めて、お約束した事項は、次のとおりであります。

- まず、六つの改革は、
- 一、町長退職金を廃止すること
- 二、事業仕分けを実施し、既存の事業を見直しすること
- 三、外部評価制度を導入すること
- 四、町長の多選禁止条例を議会に提案すること
- 五、役場組織を活性化すること
- 六、窓口時間の延長など住民サービスを向上させること
- 次に、しがらみやマンネリを廃止するため、また、よいところは引き継いでいく姿勢をもって、町政各般にわたり、十八のお約束をしたことは、
- ◎子育て環境日本一をめざして、子育て世代の支援をすること
- 一、子供の医療費負担を無料にすること
- 二、放課後児童クラブ・学童保育を充実すること
- 三、保育ママ制度を新設すること
- ◎いつまでも心に残る学校生活をつくること
- 四、遅れている校舎耐震工事を進めること
- 五、食の大切さを実感できる食育に取り組むこと
- ◎後継者や起業家を支援するなど、農業や商工業、観光、新産業を育成して、地元産業を元気にすること
- 六、道の駅構想を推進すること
- 七、地域農業を活性化すること
- 八、まい・あみ・ブランドづくりに取り組むこと
- 九、阿見学講座・観光ガイド・阿見応援大使制度を作る
- ◎霞ヶ浦の環境を保全し将来の世代に手渡すこと
- 十、環境マネジメントシステムを導入すること
- 十一、谷津と里山を再生し、環境を守る
- 十二、記念樹の森をつくること
- ◎子供からお年寄りまで、安全で安らぎのあるまちを実現すること
- 十三、生活道路を最優先に整備し、安心安全な阿見町をつくること
- 十四、デマンド交通システムを導入すること
- ◎政治と行政の原点は、住民の命を守り、笑顔をふやすこと
- 十五、障害者も安心して住み続けられるまちをつくること
- 十六、シルバー世代が活躍できるまちをつくること
- ◎町民の生き生きとした活動を支援すること
- 十七、スポーツを振興し、健康日本一のまちをめざすこと
- 十八、豊かな人間性をはぐくむ芸能や芸術を振興すること
- 以上の事柄を力強く推進してまいります。
- 地方を取り巻く環境は、経済不況などから税収の伸びが期待できず、大変厳しい状況のもと、地域間でより良いまちづくり競争は、日増しに激しくなっている中、地域のことは地域で考え、自立して自らの道を歩んでいくという認識を強く持ち、
- 「町民の皆様の見解や要望をしっかりと受け止めること」
- 「町民が英知を集め協働の町をつくること」
- 「行政に携わる職員の能力を最大発揮すること」
- に全力を傾注してまいります。
- 笑顔のあふれるまちづくりの実現のため、これからの町政をできるものは早く、時間の要するものはじっくりと取り組み、積極的に進めてまいりますので、皆様のご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます、ごあいさついたします。



▶初登庁の日に職員から花束を贈られる天田町長(写真)

※本ページでは、煩雑さを避けるため、次の漢字のルビを省略しています：▼皆様方▼改めて▼御礼▼子供▼障害者▼活き活き

町職員人事

4月1日付で、平成22年度町職員の人事異動が発令されました。課長級以上の異動、新規採用職員についてお知らせします。

昇格・人事異動

課長級以上、()内は前職

【総務部】▼収納課長湯原幸徳(予科練平和記念館整備推進室長)

【民生部】▼学区保育所長村野弘子(二区保育所主任保育士)

【生活産業部】▼商工観光課長鹿志村浩行(県庁)

【都市整備部】▼都市整備部長横田充新(教育次長)

【教育委員会】▼教育次長竿留一美(収納課長)

新規採用

▼総務課鈴木淳▼企画財政課水野淳▼町民課横瀬麻衣▼環境課相川洋平▼都市計画課草加英利奈▼下水道課中山優美▼中央公民館大澤陽太▼消防本部埜口義弘、中島康浩

体協だより

阿見町民ゴルフ大会

- ▶期日 6月22日(火)
- ▶場所 桜ゴルフ倶楽部(稲敷市岡飯出)
- ▶参加資格 町内在住・在勤でアマチュアの人
- ▶競技 18ホールストロークプレー。順位は男女とも新ペリア方式で決定。アトラクションとして、ドラコン・ニアピン競技を行います
- ▶参加料 ▼参加料:3,000円▼プレー費等:10,000円(昼食・賞品代・パーティー費等含む)
- ▶申込方法 6月6日(日)午前9時~正午の間に、中央公民館1階ロビーで申込用紙に必要事項を記入し、参加料を添えて申し込む。申込用紙は5月30日(日)から中央公民館事務所前に備え付けます
- ▶組合せ表配布 6月13日(日)午前10時から中央公民館1階事務所前カウンターで配布
- ▶問い合わせ 町体育協会▼事務局(役場生涯学習課内) ☎888-1111(340) ▼ゴルフ部長 宮本 ☎887-4119 ▼ゴルフ部事務局長 伊藤 ☎090-1436-8778

Information お知らせ

役場

☎888-1111(代表)

町民活動センターから

- フラワーアレンジメント講座
 - ▶期日 5月18日(火)
 - ▶時間 午前10時30分~正午
 - ▶講師 小林よし子氏
 - ▶募集人数 20人(定員で締切)
 - ▶参加料 1,500円(花器・花材含む)
 - ▶持参品 はさみ
- えんぴつ画『和田工房』
 - ▶期日 毎週金曜日
 - ▶時間 午前10時~正午
 - ▶講師 和田泰子氏
 - ▶参加料 各回500円(材料費別)
- パソコン学習会
 - ▶期日 ▼じっくり納得コース:毎週第1・3水曜日 ▼テーマ設定コース:毎週第2・4水曜日 ▼インターネットコース:5月25日(火)
 - ▶時間 午前10時~正午

- ▶講師 成田清和氏
- ▶募集人数 各20人(定員で締切)
- ▶参加料 各回500円
- ▶持参品 ノートパソコンをお持ちの人はご持参ください
- パソコンなんでも相談室
 - ▶期日 5月9日(日)
 - ▶時間 午後1時30分~3時30分
 - ▶内容 初心者を対象とした何でも相談。購入からインターネットへの接続・パソコン利用法・トラブル解決法・パソコンの掃除方法紹介—など
- ▶講師 いばらきIT普及協議会
- ▶募集人数 10人
- ▶参加料 500円
- 阿見おもちゃ病院
 - ▶期日 5月9日(日)
 - ▶時間 午後1時~3時
 - ▶内容 プラレール・ミニカー・ラジコンカー・電子ゲーム・楽器・人形—など子どものおもちゃを無料で修理(交換部品代のみ実費負担)
 - ▶講師 金子隆氏
- 申込方法 電話または直接下記に申し込む
- ※場所はすべて町民活動センター
- ※特に記載がないものは参加無料
- 問い合わせ 町民活動センター ☎888-2051(月曜日を除く午前10時~午後9時)

〈広告欄〉

《施工例紹介》



阿見町H様邸



阿見町O様邸

建築業知事免許(般-19)第22375号
 <<注文住宅 店舗 設計・施工>>

(株)美都住建

【本社】阿見町実穀1283-10
 TEL.029-842-7196

【阿見営業所】阿見町中央1-5-32
 TEL.029-891-2211

住まいのリフォーム・ショールーム・不動産のご相談

今ある家に"プラス"するだけ。インプラスであっという間の快適生活。

簡単後付け
 1 day Reform
 今ある窓に

住宅版
 エコポイント
 対象製品

画 イン-プラス

防音・断熱内窓

モデルハウス 2680万円(税込) 耐震・断熱パネル 快感ウォール

所 土浦市野山新田430-31
 土 296.65㎡ 画 110.95㎡
 築 H19年11月
 構 木造2階建 権 所有権
 用 第1種低層住専
 建 べ50% 窓 100%
 道 公道に3m 私有
 設 上下水道 電気

茨城県知事免許(3)第5548号

(有)美都和ワ 阿見町中央1-5-32
 TEL.029-891-2200

■中途失聴・難聴者のための手話講習会

この講習会は、聴覚障害のある人を対象とした手話講習会です。初級クラスには要約筆記(話の内容をスクリーンに投影)もついていますので、聞き取れずに話が分からなくて困るということもありません。今年は読話(口の動きを読み取る)も取り入れます。

- ▶ **期日** 5月8日(土)～平成23年2月26日(土)の毎月第2・4土曜日、全20回(第1・3土曜日の時もあり)
- ▶ **場所** ▼ **水戸会場**:水戸市福祉ボランティア会館(水戸市赤塚) ▼ **土浦会場**:土浦市総合福祉会館(土浦市大和町)
- ▶ **対象** 県内に居住されているおおむね18歳以上の中途失聴・難聴者およびその家族 ▼ **初級**:初めて手話を学ぶ人、または少し経験のある人 ▼ **中級**:初級終了程度の人
- ▶ **内容** ▼ **手話の知識とコミュニケーション**(▼ **初級**:入門からの簡単な会話 ▼ **中級**:短文から中文の会話) ▼ **読話講習** ▼ **聴覚障害についての情報保障について**— など
- ▶ **募集人数** 各会場につき、初級15人・中級15人
- ▶ **費用負担** テキスト代実費
- ▶ **申込方法** はがきまたはファクシミリに、住所・氏名・ファクシミリ番号(または電話番号)・年齢・希望クラス(初級・中級)—を記入の上、5月6日(木)までに下記へ申し込む
- ▶ **その他** 人数の関係で希望クラスに入れない場合もあります
- ▶ **問い合わせ** 310-0844 水戸市住吉町349-1 県立聴覚障害者福祉センター『やすらぎ』 ☎ 029-248-0029 FAX 029-247-1369

■いばらき就職・生活総合支援センター出張相談

県では、昨年6月1日から『いばらき就職・生活総合支援センター』において生活支援相談を実施しています。平成22年度には、各地区就職支援センターにおいても、月1回の出張相談を実施します。

生活支援相談員が、主に以下の相談内容に対応するとともに、各種制度の情報提供などを行います(なお、各種制度の申請受付・交付などは行っておりません)。

- ▶ **期日** 毎月第4金曜日
- ▶ **時間** 午前9時～午後4時
- ▶ **場所** 県南地区就職支援センター(土浦市真鍋)
- ▶ **相談内容** ▼ **生活福祉資金など貸付制度に関すること** ▼ **生活保護制度などの要件や手続きに関すること** ▼ **県営住宅や雇用促進住宅の情報提供、入居手続きなどに関すること**— など
- ▶ **相談料** 無料
- ▶ **問い合わせ** 県労働政策課雇用促進対策室 ☎ 029-301-3645 ▼ **ホームページ**:<http://pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/rosei/>

■(社)阿見町シルバー人材センターから

- **入会説明会開催** 当センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の方が対象(入会承認制)
- ▶ **日時** 5月18日(火)(毎月第3火曜日開催)午前10時から
- ▶ **場所** (社)阿見町シルバー人材センター(総合保健福祉会館『さわやかセンター』別館)

- 『マイホームのミニ営繕』引き受けます マイホームの床・壁の補修、軽易な大工仕事、ふすま・障子・網戸の張り替え、家の雑役、庭木のせん定、草刈り、草取り—などを行います。お気軽にご相談ください。

- **問い合わせ** (社)阿見町シルバー人材センター ☎ 888-2036

阿見棋友会から

■『さわやか将棋大会』参加者募集

- ▶ **日時** 5月9日(日) ▼ **受付**:午前9時から ▼ **対局**:10時から ▼ **解散**:午後5時
- ▶ **場所** 中央公民館2階和室
- ▶ **参加料** ▼ **一般**:1,500円 ▼ **会員**:1,000円 ▼ **中学生以下**:600円(食事代含む)
- ▶ **問い合わせ** 阿見棋友会 野口 ☎ 887-6581

■『霞ヶ浦駐屯地開設57周年記念行事』開催

- ▶ **期日** 5月16日(日)
- ▶ **時間** 午前9時～午後4時
- ▶ **場所** 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地(土浦市右俣)
- ▶ **内容** ▼ **記念式典** ▼ **トロッコ運行** ▼ **空いてい降下** ▼ **警備犬展示** ▼ **野外コンサート** ▼ **装備品展示** ▼ **装備品試乗**(抽選で約200人) ▼ **ヘリ飛行展示** ▼ **ヘリ地上滑走**(抽選で約500人) ▼ **常陸陣太鼓** ▼ **高等工科学学校儀じょうドリル**
※一般開放の時間、また、荒天時はイベントの一部を変更する場合があります
- ▶ **問い合わせ** 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地広報班 ☎ 842-1211(2218)

〈広告欄〉

阿見町金融団

常陽銀行阿見支店 筑波銀行阿見支店
水戸信用金庫阿見支店 茨城県信用組合阿見支店
筑波銀行荒川本郷支店 常陽銀行荒川沖東支店

広報あみに広告を掲載しませんか？

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎ 888-1111(172)

Information お知らせ

役場

☎ 888-1111 (代表)

■おわびと訂正

●『平成 22 年度健康診査・予防接種予定表』

3 月末から各家庭に配布しました『平成 22 年度健康診査・予防接種予定表』の表中に以下の誤りがありました。おわびして訂正します。

▼『総合健診』の欄および『住民健診』の欄で『⑧肝炎ウイルス検査(700 円)』とあるのは、正しくは『⑧肝炎ウイルス検査(800 円)』です

▼『住民健診』の欄で『①成人健康づくり健診(1,100 円)』とあるのは、正しくは『①成人健康づくり健診(1,000 円)』です

▶問い合わせ 健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎ 888-2940

●『広報あみ』4 月号通常版

『広報あみ』4 月号通常版 14 ページ下段の太字部分で、3 か所、『MPO 法人』とあるのは『NPO 法人』の誤りです。おわびして訂正します。

▶問い合わせ 秘書課広報係 ☎ 888-1111 (283)

■人権擁護委員による『全国一斉特設人権相談』実施

昭和 24 年 6 月 1 日に人権擁護委員法が施行されました。

そこで、法務省と全国人権擁護委員連合会は、毎年 6 月 1 日を『人権擁護委員の日』と定め、人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

人権擁護委員は、地域住民の人権が侵害されないように常に注意を払い、もし人権が侵害されたときは、その相談を受け、被害救済のために速やかに適切な処理を行います。

また、人権の大切さについて、街頭啓発や講演会などを通じて、理解を深めてもらうための活動にも努めています。

全国人権擁護委員連合会では、6 月 1 日に『全国一斉特設人権相談』を実施し、全国的に人権擁護委員の周知を図ります。県人権擁護委員連合会でも『人権擁護委員の日』にちなみまして、下記のとおり、特設人権相談を実施することとしました。地元の人権擁護委員が、人権問題等でお困りの人のご相談を受け付けます。

▶期日 6 月 3 日(木)

▶時間 午前 10 時～午後 3 時

▶場所 役場 3 階 305 会議室

▶問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111 (216)

■国保年金課から

●国民健康保険税の軽減

平成 21 年 3 月 31 日以降に倒産・解雇などの事業主の都合による離職や、雇用期間満了により再雇用されない雇い止めなどによる離職をされた人(雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者)は、平成 22 年度以降の国民健康保険税が軽減になる場合があります。詳しくは広報あみ通常版 6 月号でお知らせいたします。

●遺族年金などの受給者や無収入の人も申告を!

高額療養費は、前年度の年間所得に応じて自己負担限度額が ▼上位所得者 ▼一般 ▼住民税非課税世帯—などに区分されています。制度上、確定申告や住民税申告をしていない国保加入世帯は、上位所得者扱いになります。このため、高額療養費の支給額が少なくなったり、支給を受けられなかったりする場合があります。また、70～74 歳の人は、診療などを受ける際の自己負担割合が判定できないほか、入院時の限度額適用や食事療養費の標準負担額減額認定の適用を受けられない場合がありますので、ご注意ください。

このようなトラブルを避けるため、遺族年金など非課税となる年金を受給している人や無収入などの人も、所得申告をお願いします。

●問い合わせ 国保年金課国保係 ☎ 888-1111 (131～133)

■自動車税の納税は 5 月 31 日までに

自動車税は、毎年 4 月 1 日現在の自動車の登録(車検証)上の所有者(割賦販売契約の場合は使用者)に課税されます。納税通知書が届きましたら、納期限の 5 月 31 日(月)までに、お近くのコンビニエンスストア・金融機関・郵便局、または県税事務所の窓口で納付してください。自動車税の納付場所は、自動車税納税通知書の裏面に記載されています。

▶問い合わせ 県土浦県税事務所 納税第二課 ☎ 822-7208 (土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分/電話が混み合い、つながりにくいことがあります)

〈広告欄〉



阿見みどり幼稚園

<未就園児教室募集のご案内>

対象児年齢 : 来年就園予定の 3 才児 (H19.4.2～20.4.1 生)

内 容 : 親子体操、読み聞かせ、歌、リトミックなど

※お問合せいただいた方にはご案内状を送付致します。

参加費用は無料です。

お問合せ先・TEL 887-7471



5 月～7 月で 4 回位予定!

5月の連休も開館しています

●入館状況

入館者数 18,032人 (平成22年2月～3月分)
2月2日のオープンから3月末日までに、町民を初め、全国から多くの来館者をお迎えしました。

●予科練平和記念館への寄附金の受入状況

▼**申込件数:2,194件**▼**申込金額:58,455,844円**
(平成22年3月末日現在)

この寄附金は、町内の皆さまを初め、全国の多くの人々からたくさんのご協力をいただいたものです。予科練平和記念館事業のために有効、適切に使用させていただきます。また、継続して募集しておりますので、ご協力をお願いいたします。

●予科練平和記念館のホームページを開設しました

スタッフによるブログも同時に開設し、記念館の日常のひとこまや季節の移り変わりなどを不定期に更新しています。

●観覧の感想(来館者アンケートから)

- ▼6室の映像展示は空襲体験者による証言が生々しく戦争の厳しさが伝わってきた。(男性20歳代)
- ▼戦争は絶対にやってはならないと若い人達にも伝えていかなければと思います。(女性60歳代)

これまで観覧者の多くの皆さんから、さまざまなご意見ご感想をいただいております。こうした声を今後の運営に役立てていきたいと考えております。

●ご利用ガイド

- 休館日** 毎週月曜日(祝日の場合は翌日休館)
開館時間 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)
観覧料 大人500円(400円)、小中高生300円(240円)※()内は20人以上
※町内在住の小中学生や障害者手帳をお持ちの人などは、観覧料が無料になります

●**問い合わせ** 予科練平和記念館 ☎891-3344
ホームページ <http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

●定例相談●

人権相談／行政相談 日時:5月6日(木)6月3日(木)
午前10時～午後3時／場所:役場3階305会議室
問い合わせ 総務課☎888-1111(216)

子育て相談 日時:月～金曜日午前9時～午後4時／
場所:中郷保育所内／訪問相談随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター☎891-2772

教育相談 日時:火～金曜日午前9時～午後3時／
場所:図書館となり
問い合わせ 教育相談センター☎888-1225

心配ごと相談 日時:水曜日午後1時～4時／**弁護士**
相談:月1回午後1時～3時30分[毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約]／場所:総合保健福祉会館相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会☎887-0084

結婚相談 日時:第2・第4土曜日午後1時～4時／
場所:総合保健福祉会館相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会☎887-0084

高齢者総合相談 日時:月～金曜日午前8時30分～午後5時30分／場所:町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター☎887-8124

消費者相談 日時:月～金曜日午前9時～正午・午後1時～4時／場所:役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター☎888-1871

交通事故相談 日時:月～金曜日午前9時～正午・午後1時～4時45分／**弁護士相談**:水曜日午後1時～4時[要予約]／場所:県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所☎823-1123

●人口と世帯●

- 総人口 47,744人 (- 25)
- 男性 23,620人 (+ 8)
- 女性 24,124人 (- 33)
- 世帯数 18,070世帯(+ 29)



▽4月1日現在▽常住人口ベース▽ ()内は前月比▽総務課調べ

5月の納税等

軽自動車税(全期)
納期限 5月31日(月)

6月の納税等

町県民税(1期)
国民健康保険税(2期)
介護保険料(2期)
納期限 6月30日(水)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

交通事故発生状況 3月(前月比)

消防本部調べ	軽	傷	11人(+ 5)
出場件数 14件(+ 4)	中	傷	2人(+ 1)
	重	傷	1人(+ 1)
※救急車の適正な利用を お願いします	死	亡	0人(± 0)
	合	計	14人(+ 7)

4月から「子ども手当」の支給が始まります。これまでの「児童手当」にかわり導入されたものですが、その財源確保のために配偶者控除・扶養控除が廃止になるそうです▼「子ども手当」はもらえるけれど、「児童手当」がなくなり増額になると聞くと、家計の手取り額は減るのか増えるのか心配です。子どもを持つ親としては、手取り額が減るのは痛いからです。(安)

マウスのつぶやき